大日本蠶絲會報

第拾七號

明治廿六年十一月

〔明治廿五年四月七日內務省許可〕

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第拾七號目次

● 論　說

◎議會に於ける蠶絲業問題　大日本蠶絲會贊成會員　高橋信貞

◎蠶種の貯藏に就て　群馬縣　大日本蠶絲會贊成會員　佐藤國太郎

◎養蠶術（接第十六號）　大日本蠶絲會贊成會員　松永伍作

● 寄　書

◎山梨縣蠶種撿査大に美果を呈せんとす　山梨縣　大日本蠶絲會通常會員　今井保一郎

◎品評會審査報告の配付を促す　長野縣　大日本蠶絲會通常會員　油井正豐

◎外國爲替の高低本邦生絲の價格に影響する調査　横濱　大日本蠶絲會贊成會員　橋本重兵衛

● 統　計

◎九月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計◎九月中絹布類輸出數量及元價統計◎十月中横濱生絲手合高同最高價格及外國爲替相場表

● 問　答

◎秋蠶種の件に付き質問并に答◎野鼠驅除及桑樹栽培の件質問并に答

● 外　報

◎紐育生絲及絹物商況◎佛國及伊國蠶繭收穫◎里昂織物其他の發報

● 雜　報

◎一府六縣聯合共進會◎一千萬圓を增收すること難からず◎蠶室に炭火を用ふるの利害◎伯州の製絲と蠶繭◎明治五年の富岡製絲場◎傳習生の募集と蠶種紙の配布◎製絲家の困難◎米人か日本の絹業に對する感情◎彰功碑と彰德會◎支那繭絲の織物◎西陣織物に供用する生絲相場◎不正折返絲◎剩餘金の處分金◎九州及北越蠶絲業者の集會◎生絲仲買商の無屆營業◎山梨縣の蠶種取締に就て◎故大浦霞子紀念碑建設の金◎出張と歸京◎大日本蠶絲會の加入◎絲綬褒章下賜

◎大日本蠶絲會職員

○技藝委員

農學士　農學士　農學士　農藝化學士　農學士　農學士　農學士　農學士　理學博士　農學士　農藝化學士　理學士　理學士

今西直次郎　伊藤小左衛門　橋本重兵衛　本多岩次郎　押川則吉　大林雄也　管野平右衛門　横井時敬　高木三郎　田中節三郎　田島武平　田中延次郎　松永伍作　藤本善右衛門　青山元　佐々木忠二郎　澤野淳　白井光太郎　下田伊左衛門　平賀義美

農學士　理學士　農學士　農學士　農學士　工學士　農學士　農藝化學士

伊知地德之助　八田達也　星野長太郎　堀正太郎　小野孫三郎　渡邊朔　川村永之助　高橋信貞　田原休之丞　高井助太郎　田島彌平　練木喜三　町田菊次郎　船津傳次平　新井領一郎　酒勾常明　木村九藏　芝山宗太郎　鹽澤佐七郎

○評議員

八田達也　岡毅　管野平右衛門　高橋信貞　松永伍作　佐々木忠二郎　御法川直三郎

星野長太郎　岡野知荘　柿沼平吉　練木喜三　藤本善右衛門　佐藤國太郎　下田伊左衛門

本多岩次郎　小畑岩次郎　吉池慶正　町田菊次郎　兒玉實豐　木村九藏　芝山宗太郎

○幹事長　岡毅

○幹事　高橋信貞　松永伍作　小畑岩次郎

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第拾七號

● 論　說

◎議會に於ける蠶絲業問題

大日本蠶絲會贊成會員　高橋信貞

既往四ヶ年間に於て我蠶絲業奬勵及保護に就き其法按の將に議會に提出されんとし又は已に提出されしものにして或は中止し或は通過せざりしもの一にして足らず是余輩の最も憾む所なり而して余輩は個人的の感情よりして決して此言を出すものにあらず國家的問題として憂慮措く能はざる所のものあればなり請ふ之を述べん

第一は蠶種撿査法按にして二十三年第一回の議會に政府按として主務省より提出せんとするの議ありしも當時當業者が該法按に對する意見は全廢論と非全廢論の二派に分れて甲駁乙擊囂々擾々たりしため遂に提出するに至らずして爾來已に四ヶ年の星霜を經るも所謂立消の姿となり而して世人の論も亦殆ど泣寢入の如くなれり然るに余輩の見る所を以てすれば蠶種の撿査は生絲改良上の骨子にして必要欠くべからざる所のものなれば最も精密にして最も整備し殊に十分制裁力ある所の法令を發布ありて

以て蠶絲業の發達を促されんことを渴望に勝へざるのみならず政府の職分として宜しく速に施行せらるべき緊要の事件なりと確く信じて疑はざるものなり

第二は蠶業傳習所の擴張第三は生絲檢査所の設立第四は生絲直輸出保護法にして此三法按は第二回の議會に於て議員の提出する所となりしも孰れも不幸にして通過するに至らず然れども此三法按首唱者たる議員諸君は熱心にも不屈不撓の精神を以て第三回及第四回の議會に向て尙提出されしに亦常に可決せられずして今日に至れり而して余輩は實に失望を極はむるものなり蓋し余輩の見る所を以てすれば苟も蠶絲業の發達を計り以て國利民福を增進せんと欲すれば是等の法按を措きて他にあることなしと信ずるが故なり政府及議會は此三問題を如何處分すべきか余輩は刮目して第五回の議會に於ける其成行を觀んと欲するものなり

第五は輸出稅全廢論にして第六は蠶業保護論なり從來議會に於ける此二論者が互に反目疾視して氷炭相容れざるの狀あるは實に余輩の其理由を解するに苦む所なり夫れ輸出稅全廢と蠶業保護とは素より別問題に屬するは言を待たざれども然れども其實は極めて密着の關係を有し相須て相離るべからざるものあり蓋し輸出稅を全廢する所以の者は販路の擴張を期するにあり而して販路の擴張に伴ふものは產額の增加なり然りと雖も生絲の品位にして精良ならざれば販路の擴張決して恃むに足らずして產額の增加其効を全ふせざらんとす故に外に向て販路の擴張を圖ると同時に內に在ても亦品位の精良を要せざるべからず而して品位を精良ならしむる所以の方法は各製產地に蠶業傳習所を設けて養蠶家の技術を進め以て產繭の進步を促し又貿易市場には生絲檢査所を置きて絲質の善惡精粗を鑒別し以て製絲家の注意を惹くにあり夫れ輸出稅全廢の販路擴張上に効力を有するの如何は左に揭載する所の者を看よ蓋し思ひ半に過ぐるものあらん

明治廿五年中輸出金額及收稅額一覽表

內國產輸出品價額總計金九千〇四拾萬四千七百參拾五圓〇五錢

仝　收稅額總計金貳百貳拾萬四千五百四拾六圓〇貳錢九厘

內

生絲屑物等輸出額總計金參千九百九拾壹萬四千九百五拾八圓四拾錢

仝　收稅額總計金百參拾七萬八千貳百〇參圓貳拾貳錢貳厘

生絲屑物等各港輸出價額及收稅額明細書

標目	輸出港名	斤數	價額	收稅
生絲	横濱	五、四〇六、八五六	三六、二六九、七四三圓六一〇	一、三〇一、四四九圓九八六
	神戶	〇	〇	〇

	横濱	神戸	長崎	横濱	神戸	横濱	神戸	横濱	神戸	横濱	神戸	横濱	神戸	横濱	神戸
玉糸	二四、六二二			五〇、九三八	一三〇	一、五八二	七七六								
玻斗糸	二、〇五三、八六七	四〇、七八二		一、八五五、一四六、〇三〇	四一、六二五、六一〇	五〇、五一四	〇九八								
屑糸	一、六二六、六三一	三九五、四六五		九八〇、一二七、八四〇	三三四、六九七、五三〇	一四、六二九	三二三								
繭		四〇〇		六〇〇〇〇	〇	一五	四三四								
空繭	二九七、八〇〇			三〇五、八五八、七一〇	〇	六、七〇二	九一一								
屑繭	一六、二九七	五九、九八八		三、一七〇〇〇〇	一一、一七四七〇〇	五五一	九一六								
真綿	一六、七七三	六、四二二	五九	二四、二一九、八一〇	一〇、四二四六五〇	一、四九五	五〇四								
屑真綿	七四、四〇二	一五〇、六〇三	三、九一三	九、二五七二二〇	一四、〇八一	一、一六六	九四四								
蠶卵紙	〇			一〇二、八〇〇〇	三、七九〇〇〇	九四	三三〇								
合計	横濱	神戸	長崎												
	三九、五〇二、八五一	四二二、〇〇四	一〇二	四五〇	一五〇	八〇〇		一、三七八、二〇三	二二二						

以上數字の示す所に據れば輸出税中最多の金額を占むるものは蠶絲にして本邦重要物産中の首位に立てることを知るべし若し蠶絲にして本邦の特有品たらしめば敢て輸出税の廢止を要せずと雖も奈何せん此物たる亞細亞及歐羅巴の諸國にも亦多く之を產し就中伊國と佛國とは本邦の勁敵にして動もすれば則ち凌辱を加へんとし支那も敵國たるの勢を示せり是等の諸國と對峙して飽まで競爭せんには勉めて價格を低廉にし又勉めて品位を精良にせざるべからず是輸出税全廢と蠶業保護とは兩ながら已むべからざる所以なり

◎蠶種の貯藏に就て

第二回大集會演說

大日本養蠶會賛成會員　佐藤國太郎

私は佐藤國太郎でありますが、御話するに固より新たな說はありませぬ、特に學術迚もありませぬから、別に諸君の御耳に入れますやうな事を申上げるとは出來ませぬが、併し唯、實際に就きまして、自分が聊か試みました事がありますから、夫を一言申上げます、暫時御淸聽を願ひます、

偖私が養蠶の業に從事しましたは洵に古い事で、其中追々と聊か蠶種の製造を致しまするし、全國養蠶家の中に加はりました都合より致しまして、何年に當りまするか、日本養蠶家の大演說懇親會と云

ふものが、上野の松源とか云ふ家に於て御開きになつたとが御座りまして、其節出頭致しまして、其席に加はり、聊か心づきし事を申上げ、又諸君の御說を伺ひ、旁々致しましたが、其節練木先生より蠶種の貯藏と云ふとの御演說が御座りました、拜聽致しましたが、其御說にどうも蠶種は貯藏が宜に大事である、蠶種の扱方です、若し之にして不完全であつたならば、決して好果を得ない、氣候と雖も寒暖を不順にしては宜しく無い、三十度に當るともあり、又五十度、七十度に及ぼすともあり、是の如く不順にしては宜しくない、是の如くにして置けば養蠶家の不幸であらふ云々と云ふ御說を拜聽致しまして、感服致し、歸りましての上もどうかと心得まして、其砌西ヶ原試驗場へ伺ひまして逐一拜見致しました、陽氣の加減、貯藏の仕方、氣候の噓梅、實に親切、結構と敬服して、歸宅致しました、そこで、私は西ヶ原を模範と致して、どうか彼の樣にして親切を主として作るとにしたならば宜からふと、親切と云ふとを第一として貯藏場を建築致して、二樣の器械を具へ付けて貯藏して見た、そこで其結果が宜しくあつたならば諸君に御話も出來やうが、先づ自分に試み無い事は決して當てにならぬと心得其結果を見るとに致した、勿論我上州の富岡と云ふ所は、實に乾燥地と云つても宜しい位で、水流と云ふものは平面から見ますれば、十丈以上も窪い所を流れて居りまする、地は乾燥で御座りまするが、尙其建築地を調べました、塵土の立つとの少ない平地を望みましたから、樹木の立ちましたる場處を見付けました、練習所を一ヶ所置きました、夫れから一町程隔つた處に樫樹の

ある高地が御座ります、其形は一寸申すと斯樣な風に（略圖を畫きて示す）是が南に當つて、南から遲々に上ぼり凡二町程坂を登りまするとと、森がある、其森の陰の處に貯藏場を設けました、併し其費用も成るべく省いてするとを力めましたから、必要の事の外は致しませぬ、唯一私の養蠶の土臺と致しました……何せい土臺とする事が唯一最う親切と云ふとを土臺としてしたので御座ります、先づ貯藏敷地には小石を平面に詰め、其處に貯藏場を建てたので御座ります、建てましたのは木材が皆自分の物で、前に述べました如く成るべく費用は省きたいので、夫故自分の古材を以て、柱を始め一切致しました、貯藏庫は小さいもので二間に三間のものであります、通常のこまいを造り、土を着けまして斯くして外側の固めと云ふものが先づ出來まして、內の攜造向きにかゝりましたには、壁が之について居る、爾うしまして、是に柱を立てる、壁から八寸隔て、柱を立てました、壁と柱の間が八寸である、而して此柱の內を一寸の板で張りました、其間は小砂利で御座ります、八寸通り入れました、そこで內側の攜へ付けは、四方共其通りで、又出這りの口と云ふものは、此周圍の土が着きました處にはありませぬ、出這りの處には、一丈四尺の柱が御座りまして、一尺參りました處に器械が御座りまして、其器械の上にまた板敷の砂利を八寸通り入れました、下には更に砂利が無いので、二間三間の外の處に梯子を引きまして、其隅から之にかゝり其器械の上に即ち這入ります、口が二尺五寸に三尺五寸、扉を開けて中に這入るやうに入口を致しました、併し此は西ヶ原で拜見したとに就て作りまし

た、此入口の扉も内部が四寸で御座ります、四寸が内出細になつて居つて、其間に鋸屑をギッチリ詰め、二階を降りました處です、偖夫れから梯子を降りますと、眞に闇黑と云ふやうな譯になつて居りますが、併し光線を入れて取ると云ふことに致しました、南と北に四ヶ處の光線窓を取りましたので、即ち中の床より致しまして六尺以上上がりました處に窓を設けました、其光線を取りましたのが、四寸に一尺二寸と云ふ硝子窓を付け、内側は牽牛花狀の如く、内に這入るやうに致しました、夫れには出細の戸が開閉し得られるのです、又夫には間に鋸屑を澤山詰め、而して其上の方に西洋の蝶番を打ちました、一々引上げれば光線が取得られるやうに、偖て其内部左右の壁を離れまして二間三間の室のあります處が、西、東、三尺宛壁を隔て、内の貯藏と云ふものが、壁を一尺も離れて居る、而して一口一尺四寸位六仕切りにした、此まはりと云ふものが、矢張西ヶ原の備付けの如くで、總て四寸宛の間は悉く鋸屑を詰めました、下の方は又一旦砂利間の上に一通り床を張りました、矢張金を費やさぬのであるから、古木の板を一通り張りました、古木板の上に僅の小砂利を二寸程入れまして、其上に又床を張りまして、張つた上に又鋸屑を五寸程入れてある、開き口は普通戸、開閉し得らるゝが如く、段々をつけたが宜からふと思ひましたが、費用を減ずるから牽牛花狀口を開くやうにして出來致しました、爾う致して上には外氣を蒸發する爲め、器械を付け其器械の爲に蒸發するやうにした、斯くて其中に蠶種を貯藏したので御座りますが、一寸申すと其器械は斯樣な風で（略圖を畫きて示す）此處が

上がり口、是が梯子口で、此處に器械を具へ、是が内部、内部は鳥のさしとのやうに段階が立ちました一室に七部宛、而して蠶種を一枚宛入れました、是の如くなしまして、又一方には一、二、三、四、五、六號と室を設け、其一號の室の内に、此手の這入る位の箱、松の木で作つた箱の中に蠶種二枚を入れ、而して厚い瓶の中に入れ、鋸屑の乾いたのですつかり詰め込みて、尙又詰めましてギリ〳〵此貯藏器に納めまして、是で十分と云ふやうな仕方で置きましたので御座ります、然る處本年の如き只今の如き即ち養蠶季節に近寄りましたので、其蠶種を取出しましたに、夫が三十二號迄貯藏致しました箱を取出し、二枚の種を箱二ッに入れました夫を、底を殘して上の種の小紙の間を切つて出して見ますと、大に想ひ込みと相違致しまして、手當てを十分盡した方には、何分か色が變つて參りました、そこで鳥のさしとのやうなものより出ました種は確り耐て居りました、此二種を試驗した處に致しますと、發生期迄に相違が御座ります、三重にして貯藏したのは、六日間速く發生した、一方は思ふ當日迄居りました、されど其事も一年間で御座りますから、どう云ふものかと思ひまして、尙續いて其試驗を致しましたが、どうしても其二重箱の方が發生期日は進むで參りました、夫等の事は試みました事で、一躰試みました事でなければ、私には物を見て申上げるとは更に出來ませぬので、尙翌年も試驗致しましても、矢張其通りで、そこで何れにせい小さい箱に詰めましたもので御座りましても上にも氣抜きと云ふものが御座りませぬでは、蠶種の貯藏には不足と思はれますので、而して其又結果

として年々他から頼まれまして、貯藏塲に預かりまする蠶種に就きましては、前申上げる通り洵に乾燥室で御座りまして、決して水分の爲に冷えるやうなことは御座りませぬ、其他又「トウクツ」と云ふ貯藏塲が長野抔にも隨分ありますやうで御座りまず、夫等の物とは一種特別でありまして、唯私の試みました此所は、蠶種を親切に作りたいと云ふ目的でやつたので、そこで追々季節になるとすれば、寒暖外氣が觸れるやうなると、眞の「トウクツ」等で御座りませぬから氣候を十分耐へて居らぬので御座ります、其通りに致した外に申上げなかつたが又日光避けがついて居ります、ついて居りまするが、夫々氣候になりまするとの中々夫で防げるものでない、何分壁の厚さが七寸で、中の砂利が八寸、都合一尺五寸のこしらへである、氣候が通ずるものと見える、先づ今日貯藏塲に參りまして見ますれば、寒暖計水銀の昇り居る所は、今日は六十度位である、外の氣と十四五度位違つて居る、畢竟斯く違ひまするのは、內部は氣候を養ふが爲めにあるからと思ひます、而して又發生するとは實に速かでありまず、五月十五日頃になりますと云ふと、其時分の氣候、內外で十度以內で耐へて居る、だから冷氣の塲處に取出して、どうすると云ふ心配が無くても速に發生する、そこで夫に貯藏するとは、全國內隨分遠隔の地のでも預かり、只今預かり居るのがある、百里二百里位隔たりし處でも、貯藏したのを取出して送つても差支無い、已に千葉縣の望陀郡抔に送りまする種は、今の所で申しますると、ソツクリ貯藏塲に預かりました、昨年度は私の貯藏器の方に預かつた、私の製造したのではない、他からの

を預かつた、夫を望陀郡と相談して私の方に置きました、又一方は「トウクツ」の方に置きました、是は長野地方ので「トウクツ」に置きましたけれども、遠方であるから途中で損してならぬので私の貯藏塲のを持つて往つた、其發生に至り、大分搗卸すとが宜かつたと云ふとで御座りまして、本年は其所で三室を設けてやつたが、兩三年養蠶をして居る、只今上州富岡の貯藏塲に四十七枚預かつて居る、偖是は結果上の事、そこで一躰夫等の事は何處から爾かあるかと云ふと、歸する所は乾燥室でかこふて天然の氣候を溝くやはらかに外氣を被らして、蠶種を繁殖するに至らせるを以て斯くあるかと、私は心得ます、諸君の中私の宅へ御出になつて、私の貯藏室を見たいと云ふ御方があらば、今日でも御目にかけて差支無い、決して横口、二階から外氣をしよい込むとが無い爲であると考へます、此事は私の力が屆いたと云ふ譯でありませぬ、西ヶ原で其陽氣等すべての事を承知して、夫れにどうか似寄つた事がしたいと云ふのが、私の心に在りましたので、而して費用を少なく、大數を預かるやうにしたいと存じまして、當時先づ預かる蠶種も多くなつて、右六室では間に合はぬやうなとでありますが、此事はどちらの御地方でも、是は御作りになつて御用ひになつたならば、養蠶蠶種には親切が出來ます、不當の氣候を與へぬで、相當順序の氣候を用ひるとにしたならば、大分蠶種に對して親切である、私には外の方は知らぬで、先づ宜いとを伺へば、其事を自分で一つ試みて、試みた御話でなければ御聽かせ申すとが出來ぬので、一寸其伺ひ知つたる丈けの事を一言致しましたの

で御座ります、そこで從來鹿兒島杯へ送る蠶種は、隨分日拐がかゝり居つたが、今日は左は無く四日目に恙無く向ふの地に配送になる、代價は一枚の種紙、種の箱を拵えて其中に詰めまして、郵便で送るに二錢切手三枚で行く、二枚になると八錢、三枚入りは十錢、伊勢路、三河路あの邊は運送の宜い處は、今日午前に出したものは明日中に配達になります、全躰通運で送る時分は二十五錢、若くは三十錢かゝつた、日數は三十五日、五十日、四國は海上のある爲に通運不便の爲に、ことによると五六十日かゝり居つた、今日は夫が御座りませぬから、何處にも有難いことは、郵便局が置かれぬ處が御座りませぬから、全國内なら何處でも差支無いので御座りますから、思召めす種屋の方へ、葉がきを御出しになれば、御用になるので、決して御案じ無く大概悉く廉く往くことであるから御差支無い、是は御承知で御座りませうが、一寸申上げました、私共は只今申上げる通り試みたることで、試みたとで無ければ、御話が出來ぬので、自分で實驗した事を御耳に入れましたが、是にて御免を被ります（大喝采）

◎養蠶術（接第十六號）

大日本蠶絲會
賛成會員　松永伍作

却說蠶卵の初期保護法即ち春蠶種初期保護法を講ぜん元來夏蠶は發生より三日乃至四日間は無色なり否毫釐も變色せざるなり其三四日後に至り一點を卵面上に生じ夫より漸次催青し發生するに至る故に夏蠶は賣買上の關係よりして其親蛾を除去するや直に持出するの多しと雖も是大に害あり少くも一晝夜間位は靜置し而る後運送する樣になすべし夏蠶は概して失敗多き方なり是蓋し其飼養期の氣候の然らしむるものなるべし即ち氣候悪き故なるべし奥州及び北陸等の寒地に於ては夏蠶の發生遲くして入梅明けなりと云へり然れば此地方に對しては悪き氣候と云ふ能はざれども東京近傍並に其以西に及ぼしては發生早く概して入梅中は既に三四齡に當るなり勿論入梅中は氣候不適亦以て夏蠶に好時節なりとは謂ふべからず夏蠶失敗の原因單に此に止らず尚一因あり元來夏蠶は一化蠶即ち春蠶に比すれば蠶兒甚健全なり故を以て一化蠶と同時發生のもの即ち夏蠶の初期春夏蠶は健全なるを以て飼養容易に失敗亦隨て甚少し此好果を占得たる種藏よりして蠶種を製するとなれば其第二期即ち眞正の夏蠶亦隨て甚だしく氣候的の關係だに無ければ飼育易く圓滿の結果を得られざるべからざるの理は瞭然として明かなるが如し而るに實際正反對の不幸を顯出する多きは其因何れの處にかあるや蓋し種藏撰擇上の一大關係是なり而して之に隨伴する所の弊害は微粒子の蔓延にあり嗚呼夏蠶の失敗を招くもの多々なる亦宜なるかな

扨春蠶種貯藏の本論に入るべし春蠶種も產卵後直に動搖せしむるは害あり宜く安置して其變色を俟つべし其後冬圍期に至る迄即ち七月より十二月中旬迄の保存方注意上別段要件とは非れども元來春蠶種は發生の當時より暑熱に感じ尚一層進て大暑に逢遇し即ち八九月の季節を經過して秋冷を受くるなり此間は只清凉なる室内に弔し置く位の事なり併し暑中と雖も温度の急激變動は恐らく宜きことはあ

ちざるべきに二三日間は假令最暑中に於て多少の冷氣に感染せしむるも是が爲めに害を被るが如きとは實際あるとなし熱暑中蠶卵を運搬するは古來大に之を嫌忌せり素より暑中に運搬するには箱内に之を納むるとは當然なれども其暑中にて發熱する等のあることよりして幾分の傷害を受るとあり故に遞送に好時期は十月十一月の二ヶ月間なり此時期は稍冷氣にして又其以前に於て嘗て寒氣に觝觸せしめたるとなければ假令途次不時の暖氣に逢ふも是が爲めに害を被る如きは萬あるとなし其以後に及び即ち一月頃になれば其以前既に寒氣に感染せしもの故不時の暖氣も大に害を受けしむるものなり

蠶卵を寒所に貯藏する季節は如何又何時頃よりして不時の暖氣が蠶卵に害を及ぼすや否に就て其事を確實ならしめんが爲め之が試驗をなせしとあり即ち蠶卵を孵化器に入れ高温度に感ぜしめば若干時日を經過して發生するや否に就て試驗せり一昨明治二十四年十一月二十八日に蠶卵を孵化器に入れ六十五六度より漸次七十二三度の温度を與へつゝありしに翌春即ち二十五年の春季に及び發生するとなかりし尤幾分かは發蟻せり次に仝年十二月中旬に入れしものは凡一ヶ月を經過して僅に發生を初め二ヶ月目位の頃迄に過半發生せり一月の十日頃に入れしものは二十日間許にして七八分發生せり此等の結果に就て考ふるに十一月の下旬にては其以前未寒氣に逢過せざるが故に發生せず十二月の中旬にては其以前稍々寒氣に感ぜしを以て少しく發生し一月頃にては既に長く寒氣に感ぜしを以て二週日若くは二十日間にして發生するに至りしものあり因りて考ふるに寒處に貯藏するは未寒氣に逢はざる時節即ち十二月中旬を適當なりとす

冬園中寒水浴を爲すとは本邦古來より行はれ今日に至るも之を施す地方尠しとせず寒水浴は果して如何なる利益あるか古老の傳說に據れは此法を行ふときは惡き卵は死して良好なる卵のみ遺存し之より發生する所の蟻蠶は壯健にして飼育容易なりと然れども若し惡き卵の死する位なれば良き卵にも亦必ず幾分の害を及ぼすべき道理なれば古老の說は大に誤れるを知るべし今寒水浴は果して無効なるや否又或は有害なるや否に就て推考するに先以て有効の部類に編入する事を得べし蓋し汚物を洗滌して清潔になすを以てなり浸水の爲に卵に害を及ぼすが如きは萬之あるとなかるべし何となれば水中の温度は氷より暖にして四十度以上五十度の温を保有すればなり又呼吸作用を妨ぐるかと云ふに卵の呼吸は冬季は至て僅少なり故に三十日間の長時日浸水なし置くも決して死するとなし併ながら多少虛弱性に陷るは計り難きを以て斯く長時日浸水するは宜しからず一時間或は二時間位水中に浸し置くは毫末も害あるなし又濕潤の事に就て考ふるに或場合には被害なしと斷定すべからざるとあり即ち餘り長く乾燥せしめざる時等なりされど一週間位の中に乾燥せしめば害ある事なし

從來寒水浴は概ね普通四日間水に浸するものゝ如し即ち午の日に入れて酉の日に出すなり併ながら今洗滌の一點よりするときは斯く數日間浸水するの必要を見出す能はず當西ヶ原試驗場にて行ふ方法は清潔なる器に水を盛り塵芥の沈澱するを俟て之に蠶種を浸し三十分間乃至一時間を經過し卵紙面上に附

着せる汚穢物の溶解するを俟て蠶種を一枚宛取り出し剛毛の柔軟なる物を以て叮嚀に之を洗滌し再び清水を盛りたる他の器に入れて之を濯ぎ乾燥室に移すなり之を乾燥せしむるに地方によりては日乾する所あり即ち福島縣の或地方の如し是とて大害はなきも陰乾の愈れるには若かず尤も日乾するとても其卵に直接に日光を受けしむるには非ず卵紙の裏面を日光に向はしむるなり元來水蒸氣の發散するときは熱を奪ふものなれば從て高温度を卵其ものに感染せしむるが如きは之あるとなし併し乾燥して後少時なり共其儘になし日光を受けしめ高温氣に感ぜしむることあれば大害あり故に此方法は極めて危險なり又室内に於て乾燥せしむるも温度の激變よりして不時の暖氣に感ぜしめ爲めに多少の害を被らしむると決して無しとせず蓋し往々天然の氣候一變して高温度を呈する場合なきにあらざればなり

余の私考に據れば寒水浴は冬圍前に之を行ふ方宜しき樣に思はる尤も此事は未試驗をなさゞれば斷言はなし難し冬圍前とは十一月頃に行ふなり彼の福島縣の日光にて乾すは凍冱を恐るゝが故なり實際の試驗結果にては凍冱するは害なきが如し併ながら蠶は繭のみ造れば果して健全なりとは謂ふべからず故に試驗上好果なりしとて決して寸毫の被害なしと一概に斷言すべからず十一月頃の水浴は決して凍冱する憂なし西洋にては洗種さへあるとなれば冬圍前に水浴を行ふとは或は良法なるやも未知るべからず

次に催青法に移るべし掃立の前二週日乃至二十日以前に貯藏器或は山中冷處の貯藏場より蠶種を取り出し以て大に心掛ると肝腎なり本年當試驗場にては掃立の十二三日前迄貯藏器へ入れ置きしが箱中に於ても四月一日よりは氷を用ひず隨て稍暖氣に觸れつゝありしなり四月の初めよりは何れにしても幾分の暖氣に觸れ發生の兆は顯はるゝものなり箱より取出して後始めて卵中發育を促すものには非ず扨冬圍より掃立前二十日の猶豫を與へて取出したるものとすれば初七八日間は五十五六度乃至六十度位の間の温度を保持せしむべし併し暑き時は已を得ずとするも寒き時は火を用ひて甚しく下降することを防ぐべし十日乃至十二三日前に至れば追々温度を進めて可なり但此等は希望に止るものなれば實際此規則通りに爲さゞるべからずと謂ふに非ず其温度の昇せ方は凡そ左の如くすべし

一週間前　(一日)五十五度　(二日)五十六度　(三日)五十七度　(四日)五十八度　(五日)五十九度
(六日)六十度　(七日)六十二度

一週間後　(一日)六十四度　(二日)六十六度　(三日)六十八度　(四日)七十度　(五日)七十二度
(六日)七十四度　(七日)七十五度

以上の如く二週間前より温度を進むるは畧此手續に從ふべし右は晝夜平均温度なり例へば第七日目の六十二度の温度も晝間六十七八度に上昇するともあるべく夜間は五十七八度に下降するともあるべし晝夜温度の差五六度乃至七八度は可なり十度以上の差は可成的生ぜしめざる樣にすべし二週間目即ち

七十四五度に至れば則ち發蟻す其發生に際し若くは催青中と雖も甚しく乾燥するときは適宜の濕氣を與ふべし西風若くは北風の時は非常の乾燥を招くとあり而して此等の場合は多くは寒氣激烈なるものなり寒氣强き故に火を用ひんとすれば尙更乾燥を扶くるに至る是が爲めに一層彼害を與ふる道理にして發生不齊の原因を釀すとなれば此際には應分の濕氣を施すは尤も策の得たるものなりとす

濕氣を室内に施す簡易の法は火鉢又は爐上に於て湯を沸すを以て第一とす天然の温度適當にして乾燥するときは散水法も宜し又蠶卵に直接に桑の枝葉等を以て種紙の裏面或は五分若くは一寸を隔てゝ放置するも宜し併ながら桑葉を卵期に用ふるは經濟上より論ずれば決して良法に非ず元是水分を給するが目的なれば他植物の水分と雖も敢て異なると莫るべし桑の花を用ふるは大に宜し伊佛及西洋諸國にては種卵を濕潤するとは大に之を忌む何程乾燥するも害なしとせり其理由の如きは今得て知る能はざれども本邦にては濕潤法を用ふるもの多きが如し當場亦然り元來蠶の發生を齊一ならしめんには勢此法を行はざるべからず然るに蠶の健全を保持せしめんには十分に乾燥し爲めに發生は不揃にして二三日を要するも可なりとは是れ伊佛諸國養蠶家の所論の如しされど假令幾分か蠶兒を虛弱にするも其國の養蠶飼育方法に就ても一考を下さゝるべからず蓋し彼の伊國等は其地主と稱するもの多數に指立之を小作人に分配して飼育せしむることなるを以て假令發生不揃なるも今日は彼今日は此と其一齊に發生せしものを數多の小作人に配付するを得れども日本の養蠶法は然らず此等は諸君の熟知せらるゝ所の如し若夫れ發生不齊ならんか隨て日數增加し勢手數を要せざるべからざるに至て而して其結果や經濟の點に及ぼし損益上に大關係あり故を以て幾分か虛弱に陷るかは知らざるも本邦今日の現況を以て判斷を下すときは從來行はれつゝある濕潤法を依然として用ふる方適當なりと信ずるなり

●寄書

◎山梨縣の蠶種檢査大に美果を呈せんとす

山梨縣　大日本蠶絲會通常會員　今井保一郎

凡そ世上の事物は盛んなれば從て弊害の之に生ずることは勢の免れざる所なれども蠶業稻日に月に旺盛の域に進みて又其間に弊害の亘多なるものは恐らく他にあらざるべし我山梨縣に於ては嘗て蠶種業組合の制漸く頽れたるよりして去る明治二十三年中更に蠶絲業取締規則なるものを制定し當業者をして改めて組合を組織せしめたりしが其方法未宜しきを得ざりしが爲めか遂に奏功の實擧がらず依然として舊而目を存し該法規も空文徒法に屬し去りたれば當局者は勿論有志家中には痛く之を憂ひつゝありしが好商輩は此際逸早くも眼前の小利を射んと欲して蠶種の粗製濫造至らざる所なきもの彼此各處に起りて漸次多きを加ふるの實況ありしを以て本年八月殊更に臨時縣會を開きて蠶種檢査規則を制定し新に檢査費目金二千圓を增置し製絲、原種兩用種共に悉皆顯微鏡的檢査を施すことゝなし甲府、東

山梨、東八代、北巨摩、中巨摩、南巨摩、西八代、北都留、南都留の九ヶ所に檢査所を開き嘗て東京西ヶ原農商務省農務局の蠶業試驗場に入りて修業せしもの二十八名を擧げて檢査員となし去る九月一日よりして專ら檢査に着手せしが當初少數の當業者が抱ける檢査の爲め荏苒日を移さば空しく商機を失するの恐れあらんとせし如き空想は爾後の實蹟によりて全く雲散霧消し却て大に其事務の簡便と檢査の精密なるとに感服し他府縣より入り來れる蠶種商は勿論縣下の製種家は喜んで我先きにと受檢を出願するに至りしかば事務は意外に捗取り已に今日までに(十月二十九日)合格したる製絲用種は概算十六萬枚の上に出でたれば遲くも十一月中旬までには悉皆完結を告ぐるの運びに至るべしとのことなり而して此規則に據れば明二十七年度よりは製種家の原種は悉く框製となすのみならず飼育中に當りて蠶、蛹、繭、蛾の各期に於て夫々嚴密なる調査を遂げ更に器械的檢査をも施行すべき筈なれば是より始めて精良完全なる蠶種を產出するに至るべし抑も蠶種の取締法は夙に實業社會の一大問題となり官民一般に苦慮しつゝありて未其良法を得ざる所なり然るに山梨縣にありては今や已に率先して上に述ぶるが如き美擧を爲せり蠶業の著名地を以て稱せらるゝ所以のものは蓋し偶然にあらざることを知るべし

◎品評會審査報告の配付を促す

長野縣　大日本蠶絲會通常會員　油井正豐

炎暑已に去て天地秋色を催し風氣最も入に可なるの時に際し我長野縣下小縣郡上田町に於て小縣郡外五郡聯合蠶絲繭生絲品評會を開設するの美擧あり是れ恰も奔馬に鞭策を加へて益々其速度を進むるが如く駸々乎として地方蠶業の改良發達を致さしむるや明白なり忻喜踊躍鼓掌して賀稱せざるを得んや然りと雖も余輩は今茲に一言することの已む能はざるものあり

夫れ品評會若くは共進會を開設するの精神たるや當業者をして競爭の志氣を發起せしめ大にしては國家を利し小にしては個人を益せんとするに外ならず而して其目的を果すを得るは唯其審査報告を配付するにありと余輩は斷言して敢て憚らざるなり余輩の斷言する所にして果して誤りなしとすれば品評會若くは共進會の發起者たり又は主任者たる者は宜しく意を茲に用ひて其品評會たりし共進會たるの實功を奏することに向て盡す所なくして可ならんや

抑も今回の品評會の如きは其位置たるや本邦中屈指の養蠶國と稱せらるゝ我長野縣下蠶業盛大地方の中央なる上田町に開設せられて其出品の饒多なる陳列の美麗なる參觀者の夥しき褒賞授與式の整へる等毫も指摘すべき點なく實に一として完備せざるはなかりしが其欠點は當會に於て未審査報告の配付あらざること是れなり然れども不日其配付あるべしとは余輩が信じて疑はざる所なれども若しも遂に其配付なくして已みたらんには品評會の品評會たる精神に乖戻し其美麗なる陳列も其盛大なる授與式も公明なる審査も多額の金錢を費用したるも其結果は全く田舍芝居と一般婦女子の觀樂に供したるまでのことにて一時の遊戲たるに過きず出品者に對しては毫釐も益する所なくして落膽失望せしむるや必せり余輩は長野縣下の一隅に古居し此盛大なる品評會を開設せらるゝの美擧を稱賛すると共に出品者其人のため又當業者諸君のために其審査報告の配付を促すの已む能はざるものあるなり

◎外國爲替の高低本邦生絲の價格に影響する調査

横濱　大日本蠶絲會賛成會員　橋本重兵衛

去る明治七年より二十六年十月まで即ち二十ヶ年間の掛田絲（當今一頭馬首）の相場を米國參着爲替相場に換算すれば左の如し

明治七年十月中生絲の價五百拾圓にして爲替相場九十八弗半なりしときは生絲の實價五百零貳圓三拾五錢にてありし然らば當今爲替相場五十八弗半なるときに右五百拾圓を以て賣るものとせんか生絲の實價貳百九拾八圓三拾五錢にして實に貳百零四圓の下落ありたるに同じ茲に掛田絲を擧ぐるは他の生絲は標準に爲し難ければなり

年　月	掛田絲相場	米國爲替參着	金貨換算
明治七　年十月	五一〇円	九八、五〇弗	五〇二、三五圓
同　八　年十月	五八〇	九七、五〇	五六五、五〇
同　九　年十月	一、〇〇〇	九二、〇〇	九二〇、〇〇
同　十　年十月	六四〇	九七、〇〇	六二〇、八〇
同　十一年十月	六七〇	九一、五〇	六一三、〇五
同　十二年十月	七一〇	八九、〇〇	六三一、九〇
同　十三年十月	六〇〇	九二、〇〇	五五二、〇〇
同　十四年十月	六八〇	八八、五〇	六七八、〇〇
同　十五年十月	六三〇	八九、五〇	五六三、八五
同　十六年十月	五九〇	九五、〇〇	五六〇、五〇
同　十七年十月	五五〇	九〇、〇〇	四九五、〇〇
同　十八年十月	五四〇	八四、五〇	四五六、三〇
同　十九年十月	七七〇	七八、五〇	六〇四、四五
同　廿　年十月	六二〇	七六、五〇	四七四、三〇
同　廿一年十月	六〇〇	七五、〇〇	四五〇、〇〇
同　廿二年十月	七五〇	七六、五〇	五七六、七五
同　廿三年十月	六三〇	八四、〇〇	五二九、二〇
同　廿四年十月	六五〇	七七、五〇	五〇三、七五
同　廿五年十月	七九〇	七〇、五〇	五五六、九五
同　廿六年十月	六六〇	五八、五〇	三八六、一〇

●統　計

◎九月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計

種　目	數　量	元　價	收　稅
生　絲	三九四、三五一斤	二、八七七、三八〇、七一〇円	九四、九六〇、二一四円

鬚斗絲	一四四、五〇四	一四六、八九一、一九〇	三、四八四、八四八
屑絲	二五、四一六	一五、一一七、二四〇	一八三、五五二
空繭	一五四、四六二	二〇四、一五三、四五〇	三、四七六、六四九
屑繭	二五、四四一	四、四八〇、〇〇〇	一八四、一〇六
眞綿	一	二、八一〇	〇七二
屑眞綿	五一、〇〇〇	七、六五〇、〇〇〇	三八二、五〇〇
蠶卵紙	八〇〇枚	二〇〇、〇〇〇	一九、二九三
合計	七九五、一八一斤 八〇〇枚	三、二五五、八七五、四〇〇	一〇二、六九一、二三四

◎九月中絹布類輸出數量及元價統計

種目	數量	元價
羽二重	一〇、七二七反	一八八、五二三、二〇〇円
他ノ諸絹布類	二、九八八	一六、一四一、七六〇
絹綿布類	八六八	四、二五二、六〇〇
絹布手巾	一五四、〇九五打	三五二、六三九、二九〇
絹製品類	—	二八、六八三、〇二〇
合計	一九、五八三反 一二五四、〇九五打	五九〇、二三九、八七〇

◎十月中橫濱生絲手合高同最高價格及外國爲替相場表

日	種目	手合高	手合最高價格		外國爲替相場		
			製絲場名	價格	倫敦金着	里昂金着	紐育金着
一	日百九十九個	甲州矢島銀込器械(太)	七百四十二弗半	—	—	—	
二	日四百五十八個半	信州松城館器械(細)	八百十弗	二志五片八分ノ一	立不申	五十八弗七十五仙	
三	日六百九十一個	羽前多勢社器械(細)	八百二十弗	仝	仝	仝	
四	日五百零六個半	武州上水社器械(細)	八百弗	仝	三法七釜	仝	
五	日二百四十六個半	信州六文錢器械(太)	七百八十二弗半	仝	仝	仝	
六	日三百六十二個	甲州魯鐵社器械(細)	七百七十弗	仝	仝	仝	
七	日百七十四個	信州太陽社器械(細)	八百三十弗	仝	仝	仝	
八	日四百三十個	仝上	八百二十五弗	—	—	—	
九	日なし						
十	日百六十三個	甲州碑山器械	七百五十弗	二志五片八分ノ一	三法七釜	五十八弗七十五仙	
十一	日五百零六個	信州本六工社器械	八百十弗	仝	仝	仝	
十二	日千七百五十九個	美濃精撰社器械(細)	八百弗	仝	仝	五十八弗五十仙	
十三	日六百三十四個半	信州本六工社器械(細)	八百弗	仝	三法五釜	五十八弗二十五仙	
十四	日千二百九十六個半	三州細谷器械(細)	八百十弗	仝	仝	仝	
十五	日二十一個	信州美濃組器械(中細)	七百七十弗	—	—	—	
十六	日三百八十四個	尾州金星社器械(細)	七百五十弗	二志五片八分ノ一	三法七釜	五十八弗二十五仙	

十七日	二百四十個半	江州住友製絲場器械(細)	八百二十弗	大祭日	二志五片八分ノ一	三法七參	五十八弗二十五仙
十八日	六百四十七個半之上	信州豊洲社器械(大)	仝上	仝	仝	仝	仝
十九日	八百五十五個	武州渡瀬原器械(細)	七百五十五弗	二志五片四分ノ一	三法六參	五十八弗五十仙	
二十日	四百五十七個	信州中伊那組器械(細)	七百六十五弗	仝	仝	仝	仝
廿一日	二百四十七個半						
廿二日	休						
廿三日	百六十七個	信州鶴鶴社器械(細)	七百五十五弗	二志五片四分ノ一	三法六參	五十八弗五十仙	
廿四日	百七十五個半	信州伊奈社器械(細)	七百七十弗	仝	仝	仝	仝
廿五日	三百三十三個半	遠州三木器械(細)	七百七十弗	仝	仝	仝	仝
廿六日	五百八十六個半	信州信陽會器械(細)	八百弗	仝	仝	仝	仝
廿七日	六百二十一個	信州矢島社器械(細)	七百六十弗	二志五片八分ノ一	仝	仝	仝
廿八日	六百四十八個	染濃目昇社器械(細)	七百五十弗	二志五片	三法四參	五十八弗	
廿九日	休						
三十日	千三百零八個半	野州大麓製絲場器械(細)	八百弗	二志四片八分ノ七	三法二參	五十七弗五十仙	
卅一日	千百五十個半	(上州碓水社器械(麤屑糸)(大)(約定品))	七百八十弗	二志四片	二法九十四參五十六弗		

〔備考〕十月中生絲の商況は約言すれば不振の二字を以てするに過ぎず初旬にありて歐洲の入電は兎角面白からずして爲めに細筋物は漸次相場の低落を來し出來直は日一日と下向になれり之に反して米國向太製の方は需求稍增加し品によりては其價格細製と殆ど大差なくして中旬に至りても太製機械は手堅き景況に保ちたり又細製は九十五番節に於て一寸見込買を爲したるも指たる事にはなく其後關西暴風雨にて海外電信不通の爲め取引も中止の姿にて碌々手合もなく市場は至りて沈靜なりしが下旬に移るも依然として不活潑にして諸節は孰れも買扣の姿なれば絲價は五弗と十弗と段々下落し又海外爲替相場も次第に安直を呈して三十一日となりては米參着五十六弗といふ格外の低下を來したるが爲め相應なる手合を見るに至れりされども生絲は寧ろ廉價の方にて殊に其在荷は殆ど三萬個にも及べることなれば面のあたり場面の引立つべき氣色は見えざりき

●問答

◎秋蠶種の件に付き質問

三重縣　大日本蠶絲會員　神川高吉

長野縣山梨縣等より毎年八月初旬の頃よりして新種と稱し續々送來るものは如何なる方法に依て製種するものなるや詳細教示あらんことを望む

答

大日本蠶絲會技師　委員　松永伍作

八月頃產卵せし秋蠶種は二化蠶の厚種(越年せし蠶種なり)を寒冷の處に貯藏して春期の發生を晚らしめ六月下旬若くは七月頃之を飼育して其得たる繭を以て製造せしものなり

◎野鼠驅除及桑樹栽培の件質問

新潟縣　大日本蠶絲會員　井上才藏

(一)越後は雪國にして十一月より三月下旬迄桑樹は雪中に埋沒せられ爲めに年々野鼠の害を受くること甚し(大雪の年は最も甚し)而して其野鼠たるや迫年繁殖横行し桑園を害する十中の六七に及ぶことあり被害の狀況は桑皮を根部より地上一尺以上喰上るを以て通例とす故に其撲滅に盡力するも未其法を得ず如何せば可なるや且つ豫防法をも教示あらんことを請ふ

(二)我居村は眞土四分にして砂六分の耕地なるを以て桑樹は砂地にも栽植せり然れども之に適する其種を見出さず通例赤木、山中、高助等を栽培すれども赤木(立木仕立)は五ヶ年間程は頗る能く成長すること眞土より著るしと雖も漸々枯損して大木に至らず高助は枯損少しと雖も成長遲し依て砂地に適する其種あらば指示ありたし

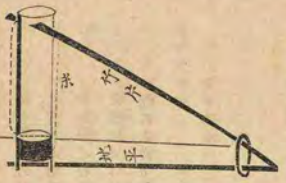

答

大日本蠶絲會技師委員　船津傳次平

(一)野鼠を捕ふるは初雪より二三十日程前に於て常に鼠の住む近傍に蕎及粟稈を催し而して雪の二三寸以上降るを待ち右の冬住場を掘起するときは雲軟かなるかため鼠は逃ぐること能はずして容易に攫み捕ることを得るものなり又雪の降らぬ時に於て捕ふるには土表に野鼠の出入する穴口を見認め其穴の端に圖の如き竹筒を建置きて捕ふべし圖中……は絲にして黑きは竹なり下の筒には蕎麥粒を容置くべし而して鼠が來りて蕎麥粒を喰ひ絲をも喰切るときは竹片忽ち落ちて鼠は其間に挾まるなり又其外に瓶を埋めて捕ふることあり或は鋼を餌の中に附して穴に覆置き鼠の頭に著かしめて捕ふることもあれども孰れも前の二法に如かざれば之を略す

(二)眞土四分に砂六分位の耕地にして降雪の多き地方は是迄栽培されたる山中、高助、赤木桑にて可なるべし蓋し是等は普特に大木仕立に適する桑なれば大木仕立は上等の苗を植ゑて五六年は少しも葉を取らず十分に成長せしめ而して桑葉發芽して三十日以内位なれば悉皆之を取るも幹には敢て衰弱を來さゞれども其より以後に至りて悉皆之を取るときは枯損し易し又別に砂地に適する其種あるを知らず

因に曰く大木仕立の桑葉を夏秋の兩蠶に摘取すれば大概枯損すべし

● 外　報

◎紐育生絲及絹物商況

本年八月中紐育に於ける生絲及絹物商況に附き同地駐在帝國總領事島村久氏より去る九月九日附を以て其筋へ左の如く報告ありたり

生絲

本年新絲の收穫豐饒なると伊國に於て財政困難のため金貨の打歩に九歩の騰貴を生じたると並に東

洋に於て銀貨暴落のため各般の商況不活潑なるとの數因に由り當國並に各產絲國の絲市に於ては生絲の取引甚だ巨大ならず隨て價格も一層の下落を顯せり但し生絲の價格は眞質の撚絲より一層甚しく下落せり歐洲に於て撚絲の供給は同市場の需要に超過せざれども生絲に至りては米國向き買客の皆無なるを以て痛く不好景を感じ殊にミラノに於て最も甚しき沈靜を顯せり

當米國の銀貨問題は議會の討議悠々不斷の形情なるを以て生絲の如き感動し易き品物に對しては甚しく其影響を波及せり又海關稅則の改正は既に政府の計畫せる所にして當米國並に諸外國自由貿易家の常に贊成する所なれば其生絲に對する影響亦憂ふべき一原因たり好しや絹帛輸入稅率に於て著しき改正なしとするも尙ほ一般の商業は爲に變象を呈すべし

當絲市に於て日本の新絲は六箇月拂にて信州機糸一番四弗、繰返一番三弗六十五仙の相場を以て取引せり此低價取引は自ら舊絲の在荷に甚しき惡果を生じ舊絲所有者の損失異常に巨大ならん

昨今日本絲及伊太利絲共に較ゝ廉價なるに拘らず尙ほ殆ど取引あるなし蓋し機屋並投機商は何も取引を好まざる狀況なれば生絲及撚絲の荷主に於て失望の氣配あるは怪しむに足らざるなり但し當米國農產物の輸出較ゝ增加せしに由り金貨の輸入も漸次增加せんとせり故に現時の不況は遠からず回復すべきに似たり

米國絹業協會報告に據れば本年七月中紐育及其他太平洋沿岸諸港輸入の絲類左の如し

生絲

紐育港	數	價
太平洋沿岸諸港	四〇、七四四封	四〇〇封
	一八八、七八一弗	六一弗
計	一三二、〇九七封	六七、二〇〇封
	五〇四、四七六弗	五九、六九八弗

屑絲類

紐育港	數	價
	九一、三五三封	六六、八〇〇封
	三一五、六九五弗	五九、六三七弗

絹物商況

八月中內國及外國製絹物の商況を察述すれば左の如し

內國產　取引は米國金融澁滯の結果一般商業の不景氣に由り甚だ減縮せり而して昨今絹帛又は絹紐も多額の取引は容易に行れ難き狀況なり要するに價格は孰も充分低廉にして只一二三の品種に於て稍ゝ騰貴せしのみ

外國製　取引も亦甚だ少額に止れり蓋し米國全般商業の不景氣は諸般の奢侈品に影響する固より怪しむに足らざるなり

歐洲の機屋に於ては買客より注文取消の申込を受くるに對し喋々苦情を訴ふるもの甚だ多き狀況あり又注文品廻送の後買客より代金送付遷延のため各地機屋の困難一方ならざる狀況なり

輸入絹物商に於ても殆ど近著の新荷を賣出さんとする意向なし而して偶々買客あるも一弗の品種に向ひて五十仙の價値を附するに過ぎざれば結局荷主は時節の到來を待つの狀況なり

米國絹業協會報告に據り本年七月中紐育港輸入絹製品元價を擧げ以て前兩年間同月のものに對比せば左の如し

七月中紐育港輸入絹製品元價前兩年間同月對比

貨名	本月輸入	前年同月同上	前々年同月同上
絹吊	一、一九八、八四六弗	一、一四三、五六七弗	八六二、八三四弗
繻子	一九、七八〇	一七、九七〇	二五、二四〇
縮緬	三六三	二二、三五三	三三五
絹紬		一、九一〇	一四、九一八
切毛天鵞絨	三三三九三	一〇、九八二	五八、三三〇六
天鵞絨	四九二、五六八	四一一、九一九	四三六、二一六
絹紐	二〇一、六八八	二〇二、六七一	一五〇、〇三四
小絲	九四、八九七	二〇六、七八八	一九六、二六八
眉掛	八、一九〇	六、二七五	七、二六五
手袋	四、七一九	一四、九一三	三、四八七
襟飾	九六四	三、七七三	三、六九三
手巾	一五八、四三三	一四一、八五七	一四七、四〇四
靴下	五二、七五三	五九、五九三	一五、二七九
縫絲及織絲	一〇〇、九二五	七四、七三五	七〇、〇七六
絹絲及絲地	八三、六九〇	一四五、九五一	一五〇、六九七
絹毛交織物	七二、一一三	六五、九七三	四三、一四二
絹棉交織物	四一七、七〇二	四九四、七七〇	三六一、二九七
絹麻交織物	一四〇	一、五六五	五、二一八
計	二、九四一、一六四	三、〇一七、五六五	二、五五一、七〇九

右の如くして本月(七月)の輸入を以て前年同月に比すれば七萬六千四百一弗を減じ前々年同月に比すれば三十八萬九千四百五十五を增加せり

◎佛國及伊國蠶繭收穫高

本年佛國及伊國に於ける蠶繭收穫高に關し里昂駐在帝國領事代理副領事熊崎寛其氏より去る九月二日附を以て其筋へ左の如く報告ありたり

佛國

在里昂生絲組合本年七月二十八日の調査に據り本年佛國に於ける蠶繭收穫高を閲するに左表に列する八縣内八百七十七箇村に於て七百四十萬七千四百七十四基を穫たり之を同地に於ける昨年分收繭高に比較すれば今年の方百分の二七と四二の增加を見る乃ち左に之を表示す

縣別	二十五年分	二十六年分	百分比例
ガール	一、八四二、二二九基	二、一七五、一四〇	一八、〇六
アルデーシュ	一、三三〇、二七五	一、八〇三、四一七	三五、五六
ドローム	八五一、三二六	一、二二三、一七〇	四三、五〇
ウオークリューズ	九二六、四六一	一、〇八一、〇五九	一六、六九
ブーシュザ゠ローヌ	一八七、四一一	二四八、六一九	三二、七〇
ウアール	三一九、九二三	三五二、九七六	一〇、三三
イゼール	二一六、〇八一	三六七、一三七	六九、九〇
エロール	一三八、六四六	一五五、九五六	一二、五〇
合計	五、八一三、四一九	七、四〇七、四七四	二七、四二

右の比例を以て佛國内昨年の收繭總額七百六十八萬百六十九基に對すれば今年佛國に於ける收繭總額高は大約九百七十九萬基とす

伊國

瑞西國「ヂユリック」新報に據れば本年伊太利國に於ける蠶繭收穫高は過去最豊の年拐に比し七割の上作なり然るに伊國「カラブリー」蠶業組合は該報の虚妄なるを駁擊して而して伊國南方本年の收穫高は不作なりし昨年に比して漸く五分の上作なる旨を公言せり

◎里昂織物其他の彙報（千八百九十三年我明治二十六年九月九日）

大日本蠶絲會　發成會員　橋本重兵衛譯

今週の探訪に據れば行末の景氣一際頼母しき樣にぞ思はるゝ巴里の大手筋は眞面目に來春の用意を務め同府の買手にして當市場に現はるゝも亦多かりき乍去委托買は餘り多からず飛切新柄の二三種の織物の外多分の買取なかりき買手其身に在つても來春の流行の何なるべきかは未定まりたる見込なき樣なり余輩爰に確言し得るは薄物先づ氣立つ可しとの事なりかし

米國は景氣立直る可き模樣ある由前報に認置きたるが引續き然る模樣ありて合衆國の仲買商等よりして此迄引取を扣へ居りたる織物引渡遣る可き趣申越したり

紐育府諸取引は最早平常に復し二ヶ月前以來の恐慌にて下落したる鐵道株の相場も回復せり貨幣に對する割引も止み仕拂に銀行小切手を用ふるは合衆國一般の習慣にて此迄全く立止み居りしも是亦平常に復しなんとす或る貨幣通は最早貨幣恐慌の痕跡なしとぞ云ふ余輩未夫迄には言ひ難けれど一般の景氣實に驚く可き迄に立直りたり

余輩八日以前に云ひし如く我工業回復の起點は必ず米國よりするなるべし日本來の電報に據れば米國向生絲は夥き賣買あり但しとは英人の買取にて英國を經由するものなり

併し我市場には此迄斯る吉兆なし大取引ある可き模樣絶えてなし又物品の動き始むるも未工品使用の者手廣く買集たるは極めて近頃の事なれば我取引の回復は先絹物の仕入少き中通の商人より始まる可きか

今週は前週同樣總て取引なく相場は畧左の如く持合へり

伊國產二等生絲にして「デニール」九以上十一以下乃至十以上十二以下の者　五十フラン乃至五十二フラン

シリヤ產二等生絲「デニール」九以上十以下の者　四十九フラン乃至五十フラン

ブルッス產二等「デニール」十二以上十四以下の者　四十八フラン

旱魃により水車の運轉不自由なる爲め堅絲の製出方捗取らず之に反して横絲は其製出に差支少きを以て堅絲は横絲に比して其價位を持したり

セヴェンヌに於ては引續き取引なし

マルセイにては繭の取引ありフール產黄繭十一フラン七十五サンチーム伊太利繭十一フラン三十五チームなりし（但一キログラムに付）

ミランは爲替上利得あるに拘はらず相替らず氣迷なり米國の買控へ痛く其市場に影響を與へたり

伊太利にて水車を用ひ亞細亞絲殊に支那絲に加工爲し居りし者の内にて廢業する者多くある由報知あり

亞細亞絲に關する前週間の出來事は先づ横濱發電報にて知せ越したる同地の龍頓向三百捆米國向三百

捆の取引ありしと及夫が爲め十乃至十五弗の上向ありし事にてさありし今年同市より輸出したる者是にて已に五千捆に及び其内四千捆許りは歐洲向千捆許りは米國向なり昨年輸出の割合は米國向總高の三分の二にして歐洲向三分の一なりしが今年は米國向其五分の一に過ぎずある可き勢なり目下市場在荷高一萬二千捆

上海は未さる活氣なし弱氣にて極めて沈靜なり今日迄の輸出總高一萬七千二百五十捆然るに昨年は今日頃已に二萬六千七百五十捆に及べり目下市中在荷高一萬七千捆

●雜報

◎一府六縣聯合共進會

栃木縣主催にて客月一日より本月十日まで宇津宮町に開設されたる一府六縣聯合共進會は去る一日を以て褒賞授與式を擧行されぬ元來今回の共進會たる米麥外八種の爲めに開かれたるものにして繭及生絲は其一部分中のものなれども其出品數に至りては甚だ夥しくして八種の總出品一萬六千六百七十二點に對し繭は其三分一以上を占め之に準じて生絲も亦巨額なりき斯る盛況なりしかば我大日本蠶絲會員にして聯合府縣より出張の審査員及重なる出品員諸氏より岡幹事長の參觀を求められれども同氏は其本務たる農商務省の御用都合にて其請に應ずること能はざりしかば代理として會報主筆籾山鈞氏を派遣されたり依て其概況を撮記せんに繭は東京府の成進社（社長下田伊左衛門氏）埼玉縣の競進社（社長木村九藏氏）群馬縣の高山社（社長町田菊次郎氏）等流石に全國屈指の者として陳列の數饒多なるのみならず品位の優良なること他に超出せり其他觀るべきもの頗る多く數年前ならば十分賞格に入りたるものならんと思惟する繭も往々賞に與らざるものありたり是一は今回の出品其夥多なるに反して賞與に充つべき金額の僅少なりしに由るなるべしと雖も要するに一般に進歩せるの結果たらずんばあらず又生絲は栃木縣の大嶋製絲所群馬縣の勝山善三郎氏及精絲交水社埼玉縣の改伸社等拔群にして優賞を占めたり茨城及神奈川二縣の出品には蒸氣機械にて製出せるもの數多あるを目擊せり曾近年の改良に係ると云ふ進歩の狀徴すべし今少く練磨の功を積まば一層優域に入り群馬縣及埼玉縣等の出品と頡頏するに至らん其他にも猶良品多かりしと雖も依然として昔日の地位に止まるもの亦無しとせず褒賞授與の式場は舊城趾本丸の芝生地に設け其入口には綠門を造り大なる國旗を交叉し構内各處に茶店を設け又式場に傍ひて宴會場の設けありたり午前八時頃より關係者は續々として式場に參集し唱て十時にも至りしかば藤田農務局長は後藤農商務大臣の代理として其式を擧げられたり當日は宇津宮町有志者の寄附に係る數百本の煙火を打揚げ又其日取りの恰も宇津宮二荒神社の祭禮に引續けるよりして式の畢りたる後各町より花車屋臺等を場内へ練込みたれば非常に殷盛なりき夫は扨置き受賞者は繭にて一等賞一名二等賞七名三等賞十三名四等賞四十名五等賞七十名六等賞三百八十四名合計五百十五名又生絲にて一等賞一名二等賞三名三等賞五名四等賞七名五等賞十七名六等賞四十名合計六十六名なり岡幹事長の代理として籾山鈞氏が式場に於て朗讀されたる祝辭は左の如くなりしが蠶絲業に關係ある參

列員は大に滿足の意を表されし由なり

維時明治二十六年十一月一日栃木縣主設一府六縣聯合共進會褒賞授與の式を擧行せらる余も亦此盛典に參列するの榮を得たり豈默して已むべけんや熟々以みるに物產をして益々精良ならしめんと欲せば宜しく人心を奬勵せざるべからす而して其方法手段たる一にして足らずと雖も各自製產したる所のものを一場の下に蒐集陳列して以て精粗を甄別し優劣を判定するより便且つ善きは莫し是れ共進會の擧ある所以なり夫れ今回の共進會たる米麥外六品の爲めに設けられたるものにして獨り蠶絲に止まるにあらず然れども余は大日本蠶絲會を代表して此席末に班するが故に特に蠶絲の上に就て聊か陳ぶる所あらんと欲す聞く今回の出品中繭は六千零七十三點の多きを占め生絲の數も亦五百六十九點に下らずと是れ固より當業者が感奮興起事に從ひたる結果なりと雖も余が重きを此會に措く所以の者は豈是が爲めならんや抑も從來我邦に於て養蠶國と稱し製絲國と稱するは關東地方及福島長野等の諸縣とす而して今回聯合の一府六縣は必ずしも事業の程度を一にせずと雖も所謂關東八州を分轉し養蠶國として將た製絲國として世人に指目せらるゝの地方たり故に其成蹟は帝國全州の事業を左右するに足るものあらん然らは則此會は決して一地方の共進會として之を見るべからざるなり夫れ然り出品者諸君の責任たる重且つ大ならずや切に望む將來益々勉め愈々勵みて天下に模範たるの實蹟を示し以て此會の効力を永遠無窮に傳へられんことを我大日本蠶絲會亦相提携して贊襄する所あらんとす

大日本蠶絲會幹事長岡毅代理

◎一千萬圓を增收すること難からず

籾山　鈞

今假に本邦の蠶繭より收むる所の金額を三千五百萬圓と看做し別に增加する所なくして今日現在する桑を供用し又今日各地に行はるゝ飼育法即ち温暖育なり清涼育なり折衷育なり何等の方法を以てするに拘はらず今日の儘にして一千萬圓の增收を得ることは敢て難きにあらず扨は殺蛹及貯藏に注意するにあり全國の蠶繭に就て之を觀るに殺蛹其期を逸するを以て光澤を失ひ又貯藏其宜しきを得ざるよりして徵菌に冒されたるもの甚だ多し是が爲め價格に影響を及ぼすこと尠少ならず故に此二點だに改良せしめたらんには例へば百斤に付き五百枚のものは即ち七百枚以上の價格を有つに至るべし國會議員が一千萬圓を減ぜんと欲して囂々と論ずれども他の事は且らく措き養蠶家が僅に注意するのみにても該金額を得るは容易なりとす而して此事は我大日本蠶絲會員たるもの宜しく率先して務むべく之を會報に掲げたらんには其効力も一層著大なるべしと群馬縣高山社長町田菊次郎氏の談話を其まゝ

◎蠶室に炭火を用ふるの利害

埼玉縣鏡進社長木村九藏氏の設立に係る養蠶傳習場の二十六年度春蠶白玉飼育日表中に附記せる一項は養蠶家の最も參考となるべき事件なれば左に之を掲載すべし

本年度飼育中木炭消費の高平年に比して頗る其多量なるを見る是即ち本年の氣候は槩して平年より寒冷なりしのみならず雨天或は曇天の日多く爲めに室內は冷濕に傾くか之に反するときは蒸熱の氣を釀さんとすること屢々なりし特に三眠後は甚しとす氣候適順にして乾燥の年柄に於ては大眠後は

火氣を廢するの日多しと雖も本年度は前記する所の如き氣候なりしが爲め徹頭徹尾一日も炭火を廢したるの日なし依之如斯多量を要したるものなり若し斯る氣候に際し徒らに木炭消費を惜み眼前の小利に眩み炭火を利用せざるに於ては却て不良の結果を來し木炭の消費額に幾百十倍するの損耗を來すや知るべからず宜しく斯る年柄に於ては適度に火力を利用し養蠶上最も忌むべき寒冷を避け濕潤蒸熱等の氣は悉く排除し空氣の流通代謝を可とすべし而して飼育に注意せば好結果は得て望むべきなり然るに一利あれば一害の生ずるは免れざるの數にして火力を利用すれば從て生ずる炭酸瓦斯は蠶見に大害を與ふるものなれば徒らに火力を用ふべしとて之に應ずる排氣の個所乏しく或は周圍天井等密閉したる室内に用ふるに於ては却て用ひざるに勝れる失敗を招くものなれば宜しく之を用ふると同時に腐陳の氣は室外に排除し新鮮の空氣之に代り室内は勿論蠶坐にも冷濕或は蒸熱の起らざる樣注意すれば安全なるべし尤も前記の木炭總量（四十七貫四百匁）は六坪七合の蠶室内に使用したるものにして此一室内には蟻量十匁許りを飼育し得らるべければ本表（飼育日表を云ふ）蟻量四匁に對する割合は其半量にも及ばざるなり

◎伯州の產絲と產繭

昨年の生絲市場に於て第一位を占めたる山陰製絲會社の製絲方法を研究せんが爲め關西地方の製絲家は悉々同地に赴くものもあるが由なるが若州紀州等よりは同地に往きて生繭を購入するもの多く既に若州のみ（輸送せし船賃の額は先月初旬までにて二百五十圓の餘に達せりと斯の如きは畢竟繭質の善良なると製絲の精好なるに由るといふ

◎明治五年の富岡製絲場

富岡製絲所は前號の紙上に記するが如く三井高保氏の有に歸して今は純然たる民立事業となりしが同所が富岡製絲場と稱し官設工場として明治五年創開されし時には官吏の俸給を除き全くの經費のみにて金十七萬八千五百七十二圓を要し爾時原料として購入したる繭は實に二千四百四千九石九升四合なりしと又當時官吏を外にして雇入外國人のみにても之に要する月給及賄料等の費額は少小ならざりしなり即ち首長ブリユナ月給六百弗賄料金百五十圓檢査人ペラン月給百五十弗賄料金六十六圓檢査人ブラー月給百圓賄料六十六圓機械方レスコー月給仝上賄料仝上銅工方シヤトロン月給仝上賄料仝上醫師マイー月給二百二十五弗土木繪圖師パスチヤン月給百二十五弗賄料金六十六圓女工セエーホール月給八十弗賄料金六十六圓女工モニエー月給六十五弗賄料金五十六圓女工シヤレー月給五十弗賄料金五十六圓女工ペラン月給仝上賄料仝上合計月給一千三百四十五弗と三百圓賄料金七百十四圓又工女は年給にして一等工女金二十五圓二等工女金十八圓三等工女金十二圓等外工女金九圓別に每人金五圓の衣服料を給せり此等工女の製六年一月の現員四百四人なりしと亦以て當時の狀況を推知するに足れり

◎傳習生の募集と蠶種紙の配布

農商務省農務局所轄西ヶ原蠶業試驗場に於て明二十七年に募集する傳習生の員數は總計七十七名の由にて去る十月中農務局長より各地方長官に向て夫々照會せしとのことなり又本年各地方より同局に向て西ヶ原試驗場の蠶種紙を請求するもの數萬の多きに達したれども奈何せん製造額に限りあることなれば請求通りには配布する能はざりしと云ふ

◎製絲家の困難

横濱市場に於ける生絲の取引不活潑なるのみか其價格甚だ低廉なるため福島縣下にては生絲問屋は勿論仲買商に至るまで殆ど休業の有樣にて製絲家に就て賣買を試るものなく製絲家の困難一方ならずさりとて其生絲を貯へ置けば金融の途全く杜絶するに至れば已を得ず態々三四里も持出して之を販賣せんとするに自家に坐して仲買商の來り買ふより遙に廉く其上に往反の費用晝食の代價等を要すれば製絲家の困難一方ならずして非常に歎ち居るとのことなるが斯る境界は獨り福島縣下のみならず各製絲地方は孰れも同樣なるべし

◎米人が日本の絹業に對する感情

本邦の絹業に關し輓近米國ニューヨーヤージー州一般に行はるゝ評說なりといふを聞くに曰く我米國の絹業家は眼を東亞の日本に注きて考一考せよ米國製絹業の勁敵は英にあらず佛にあらず又獨にもあらずして日本こそは即ち是なり米國の海關稅率は以て歐洲の絹業に對し得べきも其工銀の廉賤なる日本に向ては到底競爭し能はざるなり既往十二ヶ年間沈默の裏に打過ぎたる日本人は今や大に活眼を開きて我パタリンの製絹業を侵害したるものの掛なからず曾て我精巧なる製絹機械の圖面を携へ歸りし日本人ありしが其當時は之を用ふる方法さへ知らざりしに今は却て其機械を自由自在に使用するに至れり其結果は漸く實際の上に顯れ我地方に於て年々莫大の製產額に達したる絹手巾の如きは昨年來大に其領を減ずるに至れり現に日本は一般絹物の輸出を擴張し殊に手巾の如きは米國に輸入せしもの實に百零六萬五千六百七十九「ダース」の多きに達したり我手巾工場を侵害しつゝあること夫れ此の如し此勢を以て尙進んで已まずんは他の絹業に及ぼす影響は蓋し少小にあらざるべし果して斯る場合に至らんか之を防ぐの方法は唯日本の絹織物に對し我海關稅率を上すの一途あるのみ換言すれば禁止稅を設くるの外なしとす而して此稅率の增加は彼我兩國工銀の差を標準として定むべきのみと

◎彰功碑と彰德會

福島縣田村郡常葉村故佐久間卯之助氏は幼より孝順の聞えありしかは鄕士より擢んでゝ小從人に擧げられ只管窮民救助に心を用ひ數次藩主より賞與を受けたり又天保及慶應の飢饉には倉庫を空ふして貧民を賑恤したるを以て近方の庄屋より贈りたる感謝狀多く村民等は一同に山中の旦那と尊敬して其名を呼ぶものは絕えて無かりしといふ以て其德望ありしよを知るに足れり氏が居村は地勢高塞にして動もすれば凶荒に罹り易きを以て曾て大に奬勵して桑園を拓かしめ又桑苗を貸付け資力なきものには金錢をも貸與して勸誘至らざる所無かりしが當時は桑を植うるなどゝは可笑しきことなりとて人々窃に異しみ居りしに近來蠶業の盛に開くる時節となりしかば大に其遠慮卓識あるに感じて有志家相謀り彰功碑を建設することに決したりと又別項に記せる蠶絲業熱心の故を以て過般綠綬章を賜たり廣島縣深津郡福山町の百々三郎氏の爲めに同町の有志者協議して頌德會を催さんと專ら計畫し居れる由なり

◎支那繭絲の織物

從來支那の生絲は主として手巾の原料に供用せしが京都西陣にても其價の低廉なるより試に他の織物に使用せしに頗る良成績を得たれば十分需要の見込ありとのことなり又昨年信州の龍上館にて支那の產繭を輸入して製出せる生絲は之を縮緬の原料に供用せしに是亦好結果を呈したりといふ

◎西陣織物に供用する生絲相場

京都西陣の織物に供用せらるゝ生絲は年々巨額に上ることゝて關西地方の製產に係るものは勿論横濱市場に於ける外國輸出に不適當の品も亦之に向て賣込むこと少からざるが近頃の取引相場は先づ左の如くなる由

優等器械	細	四五〇	座繰太	十九二十	三六五前後
器械細上	十〇十一	四二〇、四二五	手引絲	細上等	三七〇
仝細中等	十二十三	四一〇、四一五	仝　絲	中　等	三五五
仝　次等	十四十五	四〇〇、四〇五	江州ダルマ	駒	三八〇
座繰細上	十〇十一	四一〇、四二〇	〃　十二	紺　蛇	三四三
仝　中等	十二十三	四〇〇、四〇五	江州川筋	駒	三六五
仝　次等	十四十五	三九〇、三八〇	玉　絲	上　等	二〇〇
器械太	十八十九	三七〇前後	仝	駒　物	一六〇

◎不正折返絲

俗にアンカケといふ不正の折返絲は一昨十日當町協立荷造所の手にて發見せられたり製造人は信夫郡飯坂町白川作兵衛なるものにて同人は豫て繰り溜め置きたる折返絲三把此量目三百九十五匁を代金十五圓四十錢(三百五十三圓)の割にて去る七日當町萬國屋方に賣渡したりしが一昨日協立荷造所にて絲造の際其内一把此量目百十七匁は表面甚だ良好なるも其内部には潰絲の如き不良なるものを混入しあるを發見したるを以て同所よりは現品相添へ信夫郡蠶絲業組合事務所へ届出たるを以て事務所にては早速召喚狀を發して作兵衛に出頭すべき旨を通知せしも本人不在の爲め實兄紺野多三郎なるもの代りて出頭したるを以て事實を取調べたるに全く作兵衛の製造に相違なき旨申述べたるに依り向後を戒めたる上買主と示談致させ右不正絲百十七匁は更に値を引きて三百二十五圓の割にて買受ること、し作兵衛よりは其過剩の分三十六錢四厘を買主に差戻すこと、せり嗚呼僅か三十餘錢の財を得たさに斯る不正の事を爲すとは寧ろ憫笑の至りならずやとは斯業者の嘆と此程發刊の福島新聞に見えたり噫

◎剩餘金の處分方

剩餘金の處分方法と配賦の金額如何は第五議會の一問題ならんが之に對する國民協會の意見の一なりといふを聞くに輸出税全廢の議に就ては是迄反對の論者も少からざりしかど此頃に至り會員中の大部分は贊成を表すること、なりたるに依り他の事と共に是も亦剩餘金費途の一なりと又生絲は我邦第一の輸出品なるに近來我邦生絲の競爭者たる伊佛の諸國に於て頻に自國の蠶絲業者を保護すること、なりたるより我邦の蠶絲業者の困難一方ならざれば我邦に在ても亦之に對する相當の處置を施すに非ざれば漸次國產の衰滅を來すべきを以て生絲直輸出者に向て幾分の保護を與へんとのことに決したれば其按を提出し剩餘金を以て之が費途に充つるの豫算なりと

◎九州及北越蠶絲業者の集會

九州諸縣にては先年農商務省發布の準則に基き制定したる蠶絲業者組合規則を廢して更に嚴正なる取締規則を實施することゝなし大分縣の如きは既に昨年五月中改正規則を出したるが多少不完全の點あれば此際九州を通じて十分制裁ある所の一定の取締規則を制定し且生絲販路の順序及同業者の氣脈を聯通する方法に就て熟議する所あらんと欲し同縣の蠶絲業取締所小野惟一郎氏外一名の照會に由り

諸縣の同業者は去月二十五日福岡市に會合し其請求を納れ諸縣の主務官にも臨席せりと又新潟縣下の蠶種業者は本月七日八日の兩日新潟市本淨寺に於て大集會を開きたるが會長には小出淳太氏を推撰し夫より豐澤源藏氏開會の旨趣を述べ次に吉田善太郎氏は當會の議題たる第一蠶絲業改良上最大急務の要件並に之が實施の方法順序（一）蠶種檢査の精確にして普及せしむるの方法（二）養蠶傳習所の私立と公立との効果如何（三）廣く生產物の品評會を開設すること第二縣令甲第四十五號存廢の得失等の諸件に就て其說明を爲し續きて第一題第一項より討議したるに滿場一致にて蠶種檢査は蠶業の豐凶に關するを以て縣廳に於て嚴正に施行さるゝときは縣下蠶業上に與ふる利益尠からざるに付き縣會通過の希望を達するため一同盡力することに決し次に養蠶傳習所は公立を可とし七日はこれにて散會し夫より會員一同に懇親會を催し席上演說などもありて頗る盛んなりし由又翌八日は前日の續き即ち第一題第三項は明年度に於て諮求するを可とし第二題は將來十分の奬勵法を加へて蠶業の團結を鞏固ならしむることに決して閉會せり出席員の數は總計三十七名なりしといふ。

◎生絲仲買商無屆營業

福島縣下に於ける生絲屑物等の仲買商等は總て蠶絲業組合事務所より商券を得て營業する筈なるが多數の同商中には其筋へ營業屆を出さず云はゝ無免許にて商業を營み其稅金を免れ居るもの少からざる故に其筋にては甲よりは稅金を徵收し乙よりは之を徵收せざるが如き傾きありて取扱上自ら不公平を免れざるより該營業者を一々召喚して懇に其不心得を諭したるも彼等の狡猾なる或は以前は營業せるも今は之を廢せりとか或は將來は營業せんと欲すれども未之に從事せずとか又或は眞の片手間に一寸手を出したるまでにて本業と爲すには非ず抔と種々樣々の口實を設けて可成的納稅を免れんとするもの多く說諭に服する者迚は甚だ稀にして其取扱最も困難なりとのことなるが是等の所行を處分する制裁力なきを付込み脫稅を計るとは不埒とや云はん横着とや云はん　大日本蠶絲會員　川合菊次郎氏　通信

◎山梨縣の蠶種檢査に就て

山梨縣に於ては本年八月縣令第四十一號を以て蠶種取締規則を制定せられたり即ち左の如し

蠶種取締規則

第一條　蠶種の製造を業とするもの又は蠶種を賣買讓與讓受せんとするものは此規則に遵ふべし

他管下のものにして本管內に於て前項の事に從はんとするもの亦同じ

第二條　蠶種は總て縣廳の檢査を受くべし其原種用檢査證印及製絲用種檢査證印あるものにあらざれば賣買又は讓與讓受をなすことを得ず

但夏秋蠶種にして越年せしめざるものは此限にあらず

第三條　蠶種の製造は框製普通製の二種とし原種は總て框製に限る

蠶種原紙の表面に春夏秋の種別及小石丸又昔等の種類を記入し裏面に製造人の住所氏名又は會社等の名稱を記入したる印章を押捺すべし

第四條　蠶種を製造するものは原讀の檢査を受くべし

但し夏秋蠶種は此限にあらず

第五條　框製の親蛾並に普通製蠶種及原讀の檢査は左の規定に據る

但框製にして親蛾を添付せざるものは普通製の例に依りて檢査す

一親蛾無毒のものにして原種用種は原種用の印證を製絲用種は無毒の證印を病毒あるものには廢棄の證印を其框内に押捺し蠶卵紙の裏面に檢査證印を押捺す

一普通製種は有毒百分の五以下のものに製絲用種檢査證印を其以上のものに廢棄の證印を押捺す

一原繭は玉繭屑繭を除き形狀整齊のものを合格とす

第六條　第三條第二項及第四條の規定に依らずして製造したる蠶種は檢査を與へず

第七條　原種用の親蛾檢査は毎年十月一日より製絲用種の檢査は九月一日より施行し原繭の檢査は蠶種の製造に先ち施行す

第八條　蠶種を製造するものは春蠶種の掃立蛾數幷に製造見込額及發蛾期日を豫定し其年五月三十一日迄に縣廳に夏秋蠶種原種の掃立蛾數及製造額は受檢の際檢査所に屆出づべし

第九條　檢査所は縣廳内及管内樞要の場所に之を設け原繭は其製造所に就き之を檢査す

縣廳外に於て設くる檢査所の位置は其時に告示すべし

第十條　本則第二條及第八條に違ふものは貳圓以上拾圓以下の罰金に處す

第十一條　蠶種檢査證印を定むる左の如し

（印雛形略之）

右の規則發布と同時に從前施行ありし蠶絲業上の規則は悉皆廢したり乃ち絲業に就ては何等の規定なしと雖も當業者相團結して共同繰揚場を設けたれば決して關渉を要せざるものゝ如し而して八月十六日付告示第五十八號を以て蠶種檢査所の名稱位置を定められたり其檢査所は九ヶ所にして縣廳及各郡役所内に設け一檢査所に幹事一名づゝを置きて事務を整理せしめ檢査員は皆西ヶ原傳習生を擧げて之に充てり其數二十四名にして之を各檢査所に配置し去る九月一日より檢査に着手製絲用種は既に概ね檢査濟となり其施檢枚數十六萬枚以上に達せり然れども本年創設のことなれば未普く規則を了知せず往々檢査洩れの分もある趣なれども目下各村駐在の巡査をして夫々探索せしめ若し未檢査の蠶種あれば皆檢査を受くべき樣懇諭し居れりと云ふされば會報十六號雜報欄内にある如き無證印蠶種の賣買等は至て少數にして一旦此等の手段を行ひしものも復び檢査を願出づる有樣にて當業者は皆此規則を喜び居れり

又長野縣小縣郡鹽尻村三百十九番地平民瀧田勝右衛門なるもの山梨縣下北都留郡島田村内藤佐平方へ無檢査の蠶種を四ッ切となして讓與し又長野縣同村平民菅沼定右衛門は櫛原村石井藏七妻むらへ同じく無檢査の蠶種を販賣したるより上野原警察分署長淺尾亥之吉氏は右取調の上谷村裁判所へ告發したる由なり

◎故大浦慶子紀念碑建設の企

長崎の女丈夫故大浦慶子が我邦の生絲及製茶の外輸率先者として希世の功勞あることは内外人の共に欽仰する所なるが頃日其機關重治氏廣く有志者の贊助を請ふて長崎港に紀念碑建設の企あり其材は唐金にして鑄造其他悉皆の費用を合すれば金一萬六千六百圓を要すべき豫算なりと碑面には其眞像を彫出し其上部には下に載する重野博士の撰文を鐫錄する由慶子が一生の事歴は其文中に盡したれば茲に

復たゝを贅せず

大浦氏墓表

大浦氏名慶、長崎人、其先出自藤原氏、初稱齋藤、世住越前、將軍足利義持時、與上杉氏戰有功、賜武藏入間郡、居大浦城、因氏焉、子孫仕肥後矦加藤清正、食祿一千七百石、及忠廣削封、移長崎業商、是爲四郎左衛門信綱、信綱營長崎賣油事、稱油座方、聲望重于西海、數傳至大右衛門、罹災資產蕩盡、大右衛門歿、子太平次早死、有一子爲僧、其妹適白井某、生一女、使之承外曾祖之家、即大浦氏也、大浦氏爲人毅而敏、慨然有興復家道之志、年十五六、得少資鬻油、因拮据經營、家產稍殖、納天草人道田某爲贅婿、大浦氏謂委身事夫、每事受制、竟不能伸大志、乃請某離婚、決意嫠居、世稱曰大浦嫠婦、自幕府布海禁、限清蘭二國、貿易長崎、商賈有定額、嚴禁私商、犯者處極刑、大浦氏密行私商、獲利頗大、意謂商猶職也、職莫先於知敵、今彼知我、而我不知彼、彼明而我暗、勝敗之數易覩耳、方今貿易、多輸入少輸出、坐待彼來、利獨歸於彼耳、若甘區々小利、以是自足、將奈國家百年大計何、於是欲航海外大興貿易、潛託蘭人狄吉司他魯者、送肥前嬉野產茶廿七斤於英米及阿剌伯三國、彥根生絲於英米伊三國、以試其售否如何、本邦輸國產於歐西各國、是爲嚆矢、實嘉永六年也、會英船至長崎、大浦氏密致己意其士官、納身木匣、混於貨物中、夜載其艦、時年二十六、當時邦人不通海外事情畏外人不翅鬼蜮、而大浦氏以一女子、毅然不顧、犯極刑以航異域、可謂偉矣哉、至印度洋得病、不果而還、偶與英商啞魯托同船、啞示以日本茶一包、即嘗託蘭人者也、大浦氏異其奇遇、及還長崎、深相結托、因以輸茶於各國、旁及絲蠶、轉貨運資、常不下數十萬金、雖事屬詭秘、勢力隱然動海外、互市之端於是啓矣、安政五年通商條約始成、各國爭來互市、我諸賈猶然失措、獨大浦氏計熟慮慣、處之綽然、乃派人於西海三陸二羽近江等諸處、得茶一萬斤絲若干、輸茶於米國、絲於英國、然邦人未知茶絲之利於貿易、收集極難、大浦氏患之、勸喩誘導、使諸州培茶養蠶、以擴供給販賣之途、至是內外貿易之權皆歸其手、大浦嫠婦之名、嘖々於遠近、當是時、幕府政衰、物論喧騰、志士流寓長崎者、大浦氏悉與納交、陰資其事、屢往復京師大坂之間、尤與小松坂本橫井高杉大隈松方陸奥諸氏親、嘗夜行過街衢、有自背後擊之者、乃仆、傷掌及腕、帶截爲兩斷、刃不及身、創亦尋痊、既而王政革新、嘗所資助諸氏、皆列顯要、大浦氏企圖滋大、開炭礦造船艦、起米商勸業諸會社、製磚茶、凡其所計畫創設、不一而足、而志業遽蹇、家產衰、尋罹病、以明治十七年四月十三日沒、年五十七、葬長崎長照寺先塋之次、先沒數日、官賜書、褒其以婦女之身率先外輸之功、大浦氏性豪宕、不留意於細禮末節、巨資珍器、有乞輙與、不少吝惜、其家事舉委之僕從、與人不設畛域、無驕矜諂媚之態、貌肥而言爽、不飲酒喫烟、凡諸聲樂翫好、無一所嗜好、惟以對客縱談爲快、時置酒高會、使衆歌舞歡飲而已、雖晚節蹉跎、四方知名顯達之士、陰贊默助、終身保其亨泰云、養嚴手入大畑重盛二子重治爲嗣、重治乞文於余表其墓、昔者巴蜀寡婦清、其先得丹穴擅利、清能守其業、秦始皇爲築女懷清臺、司馬遷作貨殖傳、稱其以窮鄉寡婦、禮抗萬乘、名顯天下、大浦氏事殆類焉、然清不過曰用財自衛、不見侵犯而已、大浦氏洞觀大勢、身膺危難之衝、居貨懋遷、開國家百世之利、若夫知志士於窮厄之中、使之成其志業、則其尤卓々者、識見之明、志氣之邁、求之於鬚髯男子、不易多得、而非寡婦清所能企及也、吾故不辭而表之、

從二位　勳一等　伯爵　松方正義　篆額
從四位　勳三等　文學博士　重野安繹　撰文
從四位　勳三等　一六居士　巖谷修　揮毫

◎出張と歸京

大日本蠶絲會幹事松永伍作氏は其本務農商務省に於て蠶業講話の爲め山梨靜岡二縣の巡回を命ぜられ去る十二日出發又仝技藝委員芝山宗太郎氏は同省に於て同事件の爲め富山縣下巡回を命ぜられ客月中出張又栃木縣主催の一府六縣聯合共進會審査長及審査官として豫て宇都宮に出張中の大日本蠶絲會技藝委員農學士渡邊剛氏仝幹事高橋信貞氏の二名は去る五日歸京されたり

◎大日本蠶絲會の加入

○通常會員

神奈川　福田爲一　仝　齋藤省三　仝　保田半造
仝　持田萬治　仝　大島正義　埼玉　加島桂作
山梨　小川保　仝　中川幹　仝　河西幸學
仝　保阪治左衛門　仝　相原保作　仝　齋藤道太郎
仝　新津倫　仝　田中元七郎　仝　平島又市
仝　原耕　仝　清水義雄　仝　島口奎太郎
仝　近藤健治　仝　清水晉一　仝　小林喜太郎
仝　小野義太郎　仝　望月桂　仝　志村勘三
仝　志村權左衛門　仝　鶴田亮甫　仝　桑原德長
仝　小山田武夫　仝　前田大吉　仝　天野重慥
仝　橋本一二　仝　吉井茂七郎　仝　渡邊慶次郎
仝　森田新介　仝　古屋彦太郎　仝　長沼辨次郎
仝　古屋正　仝　八田虎太郎　仝　石原宗平
福井　中村常治

◎綠綬褒章下賜

新潟縣涌井三郎及廣島縣百々三郎の二氏は去る九月二十日賞勳局に於て實業に精勵の廉を以て綠綬褒章を下賜せられしが其事蹟は各我產業上に關係せるを以て左に之を掲載す而して其名の共に三郎なるは眞に奇と謂ふべし

新潟縣越後國南蒲原郡下條村　涌井三郎

夙に志を農事に勵まし廣く稻麥蔬菜の種苗を試植し其良種を撰て衆人に頒與し以て種子交換の利あるを知らしめ率先私費を投下蠶業を開設して桑茶を栽培し有志を糾合して養蠶傳習所を設け教師を聘して其徒を養成し附近村落の蠶業を振作せしめ其他農談會品評會農事試作所等に盡力し其成績鮮なからず剛に實業に精勵し衆民の模範なりとす仍て明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

廣島縣士族　百々三郎

夙に蠶絲業の振はざるを慨し各地を歷涉して良法を研究し廣く桑苗を移植し汎く同志に傳授し蠶絲を精製し蠶桑書を著し幻燈畫を

設け又生徒を養成し或は巡回教師と爲り若くは品評會共進會の審査員と爲る等洞に實業に勉勵し衆民の模範なりとす仍て明治十四年十二月七日勅定の綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

◎正誤

會報十六號雜報欄内會員加入の項に於て島取本島綱太郎とあるは荒木繁三郎の誤り

●特別廣告

會費未納の諸君へは過般既に御催促申上候處于今御送金不相成向も有之會計上の整理差支不尠殊に追々年末にも際し會報印刷代を始めとして諸費精算の都合も有之候間此際速に御回送有之度尤爲替なれば東京郵便局又は東京市日本橋通郵便爲替所へ向け御振込相成度郵便切手代用は一割増若又現金御拂込なれば通運會社より本會迄の持込賃金一錢を加へ御送付相成度事

大日本蠶絲會

●廣告

最上蠶種賣廣メ

商標

專製專賣　**特許蠶種**　定價金壹圓

但壹尺貳寸ニ八寸ニテ蟻量五匁已上

右蠶種ノ善良ナルヿハ世間既ニ定評アリ當社多分所持致候間御申合セ多數御注文被下度此段廣告仕候也

明治廿六年十一月

廣島縣備後國三谷郡　培根社主　**林豪一**